

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

(復興庁・農林水産省・経済産業省)

項目名	被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長																	
税目	所得税、法人税																	
要 望 の 内 容	<p>(1) 現行制度の概要 個人又は法人が、令和 5 年 3 月 31 日までの間に、①東日本大震災により、滅失し、または損壊した一定の建物、構築物又は機械若しくは装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合、②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合にその取得価額の一定割合の特別償却ができる。</p> <p>(制度経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度 創設</li> <li>・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長</li> <li>・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長</li> <li>・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長</li> <li>・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長</li> </ul> <p>(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和 5 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。措置の内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">減価償却資産の種類</th> <th style="width: 30%;">特別償却の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置、船舶（漁船）</td> <td style="text-align: center;">24%</td> </tr> <tr> <td>建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td style="text-align: center;">12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中小企業者等以外の法人の特別償却の割合は、機械及び装置、船舶（漁船）：20%、建物又は構築物（増築部分を含む）：10%。</p> <p><b>【関係条文】</b>                      ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2                      ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">( -</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">( -</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>			減価償却資産の種類	特別償却の割合	機械及び装置、船舶（漁船）	24%	建物又は構築物（増築部分を含む）	12%	平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	( -	百万円)	(改正増減収額)	( -	百万円)
減価償却資産の種類	特別償却の割合																	
機械及び装置、船舶（漁船）	24%																	
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%																	
平年度の減収見込額	-	百万円																
(制度自体の減収額)	( -	百万円)																
(改正増減収額)	( -	百万円)																

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 84% (R4.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R4.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 6 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>(※) 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して実施したアンケート調査結果 (R3.4) 地方税の同種の特例措置である被災代替償却資産に係る固定資産税の特例について、市町村に対して実施した適用実績の調査結果によると、適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(H30: 180 件、R 元: 58 件、R2: 94 件)</p> <p>東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R3.8) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40%と半数に満たない。</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 5 年度以降、約 338ha の供給予定となっている。</p> <p>また、復興道路・復興支援道路は、令和 3 年 12 月に全線開通しており、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 3 年 3 月で 85%となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>
<p>今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言 (令和元年 8 月 5 日総理手交) (抄)</p> <p>Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」</p> <p>3 産業・なりわいの再生</p> <p>○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020 年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地</li> </ul>

			<p>域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</p> <p>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>延長期間 2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和2年10月1日現在）</li> <li>・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和3年3月31日現在）</li> <li>・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：84%（令和4年6月20日現在）</li> </ul>
<p>有効</p>		<p>要望の措置</p>	<p>令和5年度 47件 令和6年度 47件</p>

	適用見込み	
	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）
	予算上の措置等の 要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替資産等を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例措置は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設  平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長  平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長  令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長  令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長</p>
---	--